

令和6年 秋季火災予防運動実施要綱



1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語

全 国 『 守りたい 未来があるから 火の用心 』
小野市 『 火災ゼロ やればできるぞ 小野市民 』

3 実施期間

令和6年11月9日（土）から11月15日（金）までの7日間

4 推進機関

- (1) 主 唱 小野市消防本部（署）
小野市消防団
- (2) 協 力 小野市防火協会
小野市幼年婦人防火委員会



住宅防火 いのちを守る 10のポイント －4つの習慣・6つの対策－

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使う時は火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

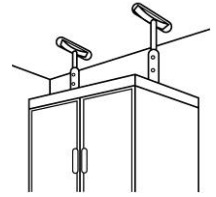
6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

5 重点推進項目

(1) 地震火災対策の推進

- ・地震火災発生に備えて、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備等の普及推進
- ・地域における防災教育の指導
- ・地震による通電火災を防ぐ「感震ブレーカー」の普及推進



(2) 住宅防火対策の推進

- ・住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ・住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- ・たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- ・防災品の周知及び普及促進
- ・消防団、小野市防火協会及び小野市幼年婦人防火委員会と連携した広報・普及啓発活動の推進
- ・電気火災の危険性に係る広報の実施



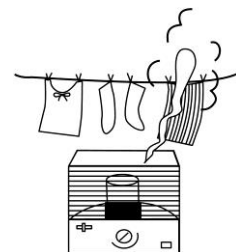
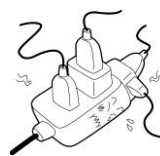
(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ・飲食店における防火安全対策の徹底
- ・ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- ・有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- ・高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ・外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
- ・大規模倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底
- ・文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- ・発電施設における防火安全対策の徹底
- ・違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- ・防火管理体制の充実
- ・避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ・防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進



(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策、製品火災の発生防止に向けた取組の推進

- ・製品の適切な使用、維持管理及び製品火災に関する注意情報等の周知徹底
- ・電気配線、燃料配管の適切な維持管理
- ・老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ・電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底
- ・充電式電池（リチウムイオン蓄電池等）に関する注意喚起



(5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ・催しを主催する者に対する指導
- ・ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- ・火気器具を使用する屋台等への指導
- ・照明器具の取扱いに係る指導



(6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ・延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- ・乾燥時及び強風時の出火・火災拡大危険防止のための呼びかけ
- ・たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- ・火気取扱いにおける注意の徹底
- ・工事等における火気管理の徹底



(7) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

- ・火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
- ・消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
- ・地域ぐるみの訓練等の実施の推進



(8) 放火火災防止対策の推進

- ・放火火災に対する地域の対応力の向上
- ・ガソリンスタンドにおけるガソリンの容器詰め替え販売における本人確認等の徹底
- ・効果的な放火火災被害の軽減対策の実施



令和6年 秋季火災予防運動 実施事項一覧表



広報活動

実施事項	実施期間	実施対象等
新聞・広報紙による広報	期間前	市内全域
デジタルサイネージ（動画）による広報	期間中	庁舎1F、イオン小野
ホームページによる広報	期間前	市内全域
車両による巡回広報	期間中	市内全域
防火ポスターの配布及び掲示	期間前	市内各所
火災予防運動実施要綱の配布	期間前	関係機関
火災予防冊子「消防だより」事業所版の配布	期間前	各事業所
火災予防冊子「消防だより」家庭版の配布	期間前	市内全戸
火災予防運動懸垂幕の掲示	期間中	消防本部

火災予防活動

実施事項	実施期間	実施対象等
火災予防腕章の佩用	期間中	消防本部
サイレンの一斉吹鳴	11月9日（土）	各地区
消火訓練及び避難訓練の実施	期間中	各事業所
夜間の防火管理体制の強化	期間中	該当施設
消防機械器具の点検整備	期間中	地区消防団
消火栓及び防火水槽の点検	期間中	地区消防団

期間前後の行事・イベント等

実施事項	実施期間	実施対象等
自衛消防競技会	10月23日（水）	防火協会
消防長特別査察	〇〇月 〇日（ ）	消防本部
市消防団実践訓練	11月10日（日）	消防団（各分団）
防火作品展	10/31～11/17	小野市立図書館
消防防災フェス	11月 3日（日）	消防本部

▶消防本部から期間中のお願いについて

- ・市内全域で消防車両等による広報活動
- ・各地区でサイレンの一斉吹鳴（11月9日（土）8時～）
- ・市内各所に防火ポスターの掲示

※期間中、上記のとおり広報活動を実施しますので、
皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ先】

〒675-1378

小野市王子町 809 番地

小野市消防本部 予防課

TEL：63-4634

